令和８年度 第１回　野田市青少年問題協議会

日時：令和8年5月28日（木）
午後2時開会
場所：野田市保健センター大会議室

次　　第

１　開　　会

２　市長あいさつ

３　議　　題
（１）令和７年度の青少年健全育成に関する取組報告について
（２）令和７年度の青少年センターの活動報告について
（３）青少年センターの現状及び課題について
（４）青少年問題協議会の現状及び課題について
（５）見直しの方向性について

４　閉　　会

（１）令和７年度の青少年健全育成に関する取組報告について

野田市教育大綱が定める３つの基本目標のうち、目標３「次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める」を実現するため、青少年の育成について３つの重点目標を掲げて、青少年健全育成に関する事業を実施しています。

【重点目標と具体的施策】

(1) 青少年の健全育成活動の推進

①青少年育成活動の継続実施及び市民への周知
②青少年健全育成団体との連携及び支援
③青少年健全育成団体間での情報交換の促進

(2)青少年の非行・被害防止

①街頭補導の実施
②子ども安全情報のメール配信
③情報モラルに関する啓発活動の強化

(3)地域との連携の推進

①オープンサタデークラブの実施
②地域における健全育成活動の推進
③いじめ・虐待を見過ごさない地域社会づくりの推進

【主な取組】

(1)青少年の健全育成活動の推進

次世代を担う子どもたちが健やかに成長するよう青少年健全育成団体と協力しながら、各種イベントを実施しています。

●青少年柔剣道大会

開催日：令和７年４月 20 日（日）
参加者数　161 人（柔道 56 人、剣道 105 人）
会場：インフォマージュアリーナ（野田市総合公園体育館）
目的：柔剣道を通して青少年の体位向上と心身の錬成を図り、青少年の健全な育成に寄与すること。
協力団体：青少年相談員連絡協議会、青少年補導員連絡協議会、野田柔道会、野田市剣道連盟、小中学校体育連盟

●少年野球教室（野田市少年野球連盟との共催）

開催日：令和７年 12 月７日（日）
参加者数 235 人
（市内少年野球チーム９チームの小学生 114 人、指導者 32 人）
会場：SAN-POW スタジアム野田（総合公園野球場）
目的：生涯学習としての地域スポーツの振興と青少年の健全な育成を目的に、市内少年野球の指導者及び子どもたちに野球の実技指導を行う。

協力：法政大学野球部、西武台千葉高等学校、西武台千葉中学校

●県外キャンプ・親子映画会（野田市子ども会育成連絡協議会との共催）

・「県外キャンプ」

開催日：令和７年８月 23 日（土）～25 日（月）

会場：菅沼(すげぬま)キャンプ村（群馬県）

参加者数 25 人（受講者 10 人、JL2 人、育成者 13 人）

目的

(1) 自然を知り、自然に親しみ、新鮮な空気と美しい自然に接しながら、心身を鍛える。

(2) 共同生活を通して、助け合いの心を育てる。

(3) 自然に対する感謝と尊敬の心を養い、豊かな住み良い社会をつくるために必要なルールを学ぶことを目的に行う。

・「親子映画会」

開催日：令和８年３月８日（日）

作品：「SING/シング　ネクストステージ」

来場者数：200 人

会場：野田ガスホール（野田市文化会館）

目的：親子のふれあいを深めるとともに子どもの情操を養う。

●野田市青少年相談員連絡協議会の活動

地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するため、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設置。令和７年４月から３年間の任期で、第 22 期の野田市青少年相談員 88 人を千葉県知事と市長から委嘱

［主な事業］

・青春の中学生‼　腕相撲王者決定大会　　令和７年９月 14 日（日）

参加者：野郎の部３チーム８人、乙女の部１チーム２人

・野田ワクワク探検隊ＩＮせきやど　　令和７年 11 月２日（日）

会場：関宿中央公民館、知久牧場、関宿滑空場、関宿城博物館

参加者：71 人（児童 53 人、保護者ボランティア 18 人）

・青少年相談員 CUP ドッジボール大会　　令和８年２月１日（日）

参加者：小学校 17 校 236 人

・広報誌「青少年相談員だより」の発行　令和８年３月

配布部数：12,300 部（各小中学校の児童生徒への配布、各公民館及び各図書館への配架、青少年相談員への配布等）

(2) 青少年の非行・被害防止

青少年センターでは、子どもたちを見守り、安全・安心な社会環境を実現するため、センター職員の社会教育指導員や教育委員会が委嘱した青少年補導員による見

守り活動やパトロールを行っています。

また、不審者から子どもたちを守るため、学校や保護者からの不審者情報をメール配信して、家庭・地域・学校が連携して児童生徒を犯罪から守るため取り組んでいます。

●野田市青少年補導員連絡協議会の活動

令和７年６月から２年間の任期で、野田市青少年補導員 115 人を委嘱しています。青少年補導員は、小中高の教職員、ＰＴＡ関係者、民間有識者などの方であり、市内９つのブロックに分かれ、青少年センター職員の社会教育指導員と合同で年間５回程度街頭補導を実施しているほか、資質向上のための研修会の開催、青少年柔剣道大会への協力や広報紙「かけはし」の発行等を行っています。

また、毎月理事会を開催して地域内の学校情報等を共有し、その内容を地区ブロック会議で情報共有しています。

市は、野田市青少年補導員連絡協議会の事務局として活動を支援しています。

●不審者情報（子ども安全安心メール）の配信

学校や保護者からの不審者情報をメール配信し、家庭・地域・学校と情報を共有して児童生徒を被害から未然に防いでいます。

不審者情報が寄せられた場所周辺については、センター職員によるパトロールの強化を図っています。

小学校入学時前の保護者説明会の際に文書を配付し、子ども安全安心メールへの登録を呼びかけています。

［令和７年度］（令和８年３月３１日現在）　資料１

子ども安全情報登録者数 21,390 人

子ども安全情報配信件数 14 件

●情報モラルに関する啓発活動の強化

インターネットやスマートフォン等の普及により、青少年を取り巻く環境は複雑多様化しており、子どもたちが自撮り、ネット依存、ゲーム依存などによりトラブルに巻き込まれる被害が増えています。子どもたちがインターネットやスマートフォンを安全に利用する危機管理意識を高めるため、保護者の方を対象に家庭でのスマホのルール作りなどを学ぶ情報モラル講習会を開催しました。

［令和７年度］　令和８年１月 24 日（土）

「ネット社会における大人の役割」～子どもたちがインターネットやスマートフォンを正しく安全に利用するために～

参加者実績：53 人（教員 21 人、保護者 17 人、団体他 15 人）

講師：ポールトゥウィン株式会社　小宅　歩　氏（千葉県事業の青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）委託業者）

⑶ 地域との連携の推進

●オープンサタデークラブの充実

子どもたちに体験を通して「豊かな人間性の育成とともに規範意識を育む」場を提供するため、学校休業日の第１、第３土曜日に地域の教育力を活用したスポーツ、文化、芸術にかかわる課外活動のオープンサタデークラブを開催しています。

［令和７年度］

実施回数：前期（4/19～10/4）８回、後期（10/18～3/7）８回、合計 16 回

講座数：文化芸術系 14 講座、運動系 17 講座、合計 31 講座

会場：27 か所

受講人数： 801 人（令和７年 10 月 18 日現在）

令和８年２月 20 日(金)から 22 日（日）「クラブフェスタ 2026」開催

・作品展示　令和８年２月 20 日(金)から 22 日（日）　　来場者数 267 人

会　場	クラブ名
中央公民館（ロビー・会議室）	絵画教室、日常のお作法
市民会館（松・竹・梅の間）	生け花

・発　　表　令和８年２月 21 日（土）午前　　来場者数 35 人

会　場	クラブ名
中央公民館（講堂）	日本舞踊、ハワイアンフラ
中央小学校（音楽室）	ことっこクラブ（箏の演奏）

○地域の方々の協力により、子どもたちに体験を通して「豊かな人間性の育成とともに規範意識を育む」ことができました。

●地域における健全育成活動の推進

各地区の青少年育成団体等と行政、各団体間の連携や情報共有を進めるため、あおいそら運動の支部会議等の育成団体の会議に市職員が出席した際に、青少年の健全育成に関わる情報を提供し、情報交換、共有を図ることとしていますが、日程調整や条件が合わず開催がされておりません。

●いじめ・虐待を見過ごさない地域社会づくりの推進

青少年補導員が令和７年 11 月 21 日に実施した駅周辺街頭補導の際に「児童相談所虐待対応ダイヤル 189」のチラシを配布し啓発を行いました。

（２）令和７年度の青少年センターの活動報告について

青少年の健全育成及び非行防止を図るため、野田市青少年センターが設置され、青少年補導員や社会教育指導員による非行のある青少年又は非行のおそれのある青少年の早期発見とその補導活動を行っています。また、青少年の健全育成を目的とした団体の研修又は集会のための施設の提供を行っています。

●非行防止のための街頭補導

青少年センターでは、定期的に大型店・ゲームセンター等の街頭補導を実施し、非行防止及び声掛け運動を推進しています。また、小中高校生の登下校を含めた活動時間を中心に青色回転灯装置車によるパトロールを行っています。

街頭補導実施状況

［令和７年度］

補導時間帯	補導少年数（人）			回 数（回）	従事者数（人）
	男	女	計		
午前(7 時～11 時)	1		1	308	687
午後(14 時～17 時)	42	23	65	325	724
夜間(18 時～21 時)				41	211
計	43	23	66	674	1,622

主な補導（声掛け）の原因：交通安全指導

［令和６年度］

補導時間帯	補導少年数（人）			回 数（回）	従事者数（人）
	男	女	計		
午前(7 時～11 時)	4	1	5	335	742
午後(14 時～17 時)	18	5	23	357	812
夜間(18 時～21 時)	3		3	39	188
計	25	6	31	731	1,742

主な補導（声掛け）指導：交通安全指導、帰宅指導

【県下一斉合同パトロール】

・（県下一斉合同パトロール）市内３か所を青少年補導員とセンター職員の合同でパトロール実施しました。

参加者 39 人（補導員 33 人、職員６人）、声掛け人数 70 人

令和７年８月９日（土）みこしパレード

令和７年８月 23 日（土）関宿まつり花火大会

令和７年８月 29 日（金）イオンタウン七光台

・（駅周辺街頭補導）令和７年 11 月 21 日（金）に青少年補導員とセンター職員の合同により、梅郷駅から川間駅までの各駅周辺と関宿中央ターミナル周辺をパトロール実施しました。

参加者 45 人（補導員 38 人、職員７人）、声掛け人数０人

○青少年補導員の方々と情報の共有や街頭補導活動を行い、非行のある青少年又は非行のおそれのある青少年の早期発見を行いました。

●青少年センターの貸館及び備品貸し出し

青少年の健全育成を目的とした団体に対し、青少年センターの施設及び備品の貸出を行っています。

《利用状況》主催及び共催事業は、補導員の理事会、ひばり教室への相談者数

	主催及び共催		貸館		合計		備品（貸出は団体のみ）			
	利用回数	延べ利用者数	利用回数	延べ利用者数	利用回数	延べ利用者数	キャンプ用具	太鼓神輿	その他	計
R7	345	2,311	118	2,034	463	4,345	2	11	7	20
R6	369	2,572	110	1,869	479	4,441	6	12	7	25

○多くの方に、青少年センターの貸館及び備品の貸出を行ったことにより、青少年の健全育成を進めることができました。

（３） 青少年センターの現状及び課題について

① 概要、目的

野田市青少年センターは、「野田市青少年センター設置及び管理に関する条例」に基づき、青少年の健全育成及び非行防止を図ることを目的とし、昭和58年４月に開所し設置された。

・沿革

昭和58年４月１日	青少年センター並び青少年補導センターとして開所
昭和62年６月１日	青少年補導センター設置及び管理に関する条例を廃止
平成29年４月	青少年課が青少年センター内に移転
令和５年４月	青少年課を生涯学習課に統合し、青少年係に名称変更

② 業務内容

青少年センターの業務内容及び令和８年度の活動内容は次のとおり。

野田市青少年センター設置及び管理に関する条例

第２条　青少年センターは、次の業務を行う。

(1) 非行のある青少年又は非行のおそれのある青少年の早期発見とその補導
(2) 青少年に関する相談とこれに対する指導及び助言
(3) 家庭、学校、職場その他関係機関への連絡
(4) 青少年問題に関する資料の収集及び整備
(5) 青少年及びその団体の健全育成に関する研修
(6) 青少年の健全育成を目的とした団体の研修又は集会のための施設の提供
(7) その他青少年の健全育成及び非行防止に必要な業務

令和８年度活動内容（令和７年度第２回青少年問題協議会において議決）

活動区分	活動名	活動内容
補導活動	街頭補導	非行の早期発見、指導及び事故防止を目的としてセンター職員が市内全域を対象として行う補導活動
		青少年補導員と野田市青少年センターが合同で各地域を対象に行う補導活動
		学校行事や市内のまつり等の行事に合わせて行う補導活動
	駅周辺・大型店集中街頭補導	東武鉄道駅周辺・市内大型店を中心として、市内小学校、中学校、高等学校、専門学校や警察と連携を図りながら行う補導活動
	特別パトロール	青色回転灯を装着した公用車による非行防止や不審者対策のための活動
環境浄化活動		子ども達が安心できる社会環境を目指し、よりよい環境になるよう啓発するための活動
相談活動	来所相談	来所、面接による相談活動

	電　話　相　談	電話による相談活動
施設備品の貸出	施　設　貸　出	青少年健全育成団体を中心として、集会、研修会等のための施設の貸出
	備　品　貸　出	学校及び青少年健全育成団体の野外活動等に必要な物品の貸出
関係機関・団体との連携		市内小学校、中学校、高等学校、野田警察署、柏児童相談所、野田保健所等の関係機関や野田市青少年補導員連絡協議会と連携を図りながら、青少年の非行問題等の解決及び野田市の青少年健全育成に努める。
非行防止に向けた啓発活動		喫煙や薬物（危険ドラッグ）、インターネット上でのトラブル等についての情報を積極的に提供し、青少年や保護者への啓発活動を展開する。
会議の開催		野田市青少年問題協議会 野田市青少年補導員連絡協議会理事会

③ 現状及び課題

上記の活動区分ごとの現状及び課題について、次のとおり。

ア　補導活動

現状［令和７年度］

補導時間帯	補導少年数（人）			回数（回）	従事者数（人）	左のうちセンター職員単独実施分		左のうち補導員とセンター職員での合同実施分	
	男	女	計			回数（回）	従事者数（人）	回数（回）	従事者数（人）
午前(9時～11時)	1		1	308	687	308	687		
午後(14時～17時)	42	23	65	325	724	317	700	8	24
夜間(18時～21時)				41	211			41	211
計	43	23	66	674	1,622	625	1,387	49	235

主な補導（声掛け）の原因：交通安全指導

［令和６年度］

補導時間帯	補導少年数（人）			回数（回）	従事者数（人）	左のうちセンター職員単独実施分		左のうち補導員とセンター職員での合同実施分	
	男	女	計			回数（回）	従事者数（人）	回数（回）	従事者数（人）
午前(9時～11時)	4	1	5	335	742	335	742		
午後(14時～17時)	18	5	23	357	812	342	760	15	52
夜間(18時～21時)	3		3	39	188			39	188

計	25	6	31	731	1,742	677	1,502	54	240

主な補導（声掛け）指導：交通安全指導、帰宅指導

課題

主な補導（声掛け）の原因は、自転車の二人乗りの注意など交通安全指導である。

昭和50年代以後の青少年の非行は、「喫煙」、「はいかい」、「暴走」「怠学」、「暴力」などが主であり、補導の対象であった。しかし近年は、青少年を取り巻く環境が複雑化（困窮、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等）し、情報化社会の急速な進展や社会的な孤立により、見えにくくなっており、地域パトロールや街頭補導のみでは対応できない。

イ　環境浄化活動

現状

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書について、青少年センターは自動販売機設置状況の調査等を行っていた。平成12年には市内に11か所あった自動販売機は、平成18年頃にゼロとなり、以後、有害図書に関するセンターの活動は行われていない。

また、地域環境浄化活動として、青少年センター、青少年補導員及び青少年相談員と合同で電柱等に貼られている電話番号が記載されたビラの環境浄化を行っていた。平成30年度までは、国道16号や流山街道を中心とした幹線道路で活動したが、電柱ビラの減少等に伴い、令和元年度に、駅ロータリーで“児童相談所虐待対応ダイヤル・189(いちはやく)”のチラシ等を配付する啓発活動となった。令和2年度以後は、コロナ禍や電柱ビラの減少を踏まえ、地域環境浄化活動を実施していない。（児童虐待チラシ配付の啓発活動は、駅周辺街頭補導に合わせて継続実施）

課題

昭和から平成にかけては、有害図書の自動販売機や電柱ビラ等が幹線道路沿いに多数設置され、青少年の健全な育成を阻害する環境を形成していたが、近年はいずれも目にすることが少なくなった。しかしながら、昨今、インターネットやSNSに起因するトラブルが増え、ネットでの誹謗中傷や知らない人からのアプローチ、個人情報流出、自画撮り被害、課金トラブル、犯罪行為への加担など新たな問題が生じており、対応が必要である。

ウ　相談活動

現状

青少年の悩みごと相談として、月、祝日、年末年始を除く毎日9時から16時30分に青少年センターへ来所、面接による相談及び電話相談を受け付けている。元教員を中心とする社会教育指導員が、青少年の抱える悩みごとを聞き、状況に応じ県

の子ども・若者総合相談センターなど関係機関に引き継ぐよう支援している。

課題

相談は年間数件にとどまっている。相談体制や相談員について近隣市をみると、本市と同様に電話、面接による相談を平日昼間に受け付けており、相談員は元教員が中心であり、本市と大きな違いはない。

青少年に対して青少年センターの存在や相談方法、日程等の周知ができていない。対象者に届くよう、周知活動を強化する必要がある。

エ　施設備品の貸出

現状

青少年の健全育成を目的とする団体に対し、青少年センターの施設及び備品を貸し出している。

《利用状況》主催及び共催事業は、補導員の理事会、ひばり教室への相談者数

	主催及び共催		貸館		合計		備品（貸出は団体のみ）			
	利用回数	延べ利用者数	利用回数	延べ利用者数	利用回数	延べ利用者数	キャンプ用具	太鼓神輿	その他	計
R7	345	2,311	118	2,034	463	4,345	2	11	7	20
R6	369	2,572	110	1,869	479	4,441	6	12	7	25

課題

施設等の維持管理に努める必要がある。

オ　関係機関・団体との連携

現状

市内小中高等学校、野田警察署、野田市青少年補導員等との情報交換を積極的に行い、青少年の非行の未然防止と早期発見に努めている。

課題

野田市防犯組合や野田市学校警察連絡協議会との連携が十分でない。

カ　非行防止に向けた啓発活動

現状

毎年、小学校５年生とその保護者及び中学１年生とその保護者向けに、千葉県が作成した青少年非行防止チラシを配付している。また、令和７年度には、保護者を対象に、子どもたちがインターネットやスマートフォンを正しく使用するための情報モラル講習会「ネット社会における大人の役割」を１回開催した。青少年補導員の研修会や広報誌の発行（いずれも年１回）を通して、ネット・ゲーム依存の危険

性などを啓発した。

課題

令和７年度に開催した情報モラル講習会のアンケート調査によると、家庭でのスマホのルールを「作っていない」、「守れていない」が47%である。インターネットやSNSに起因するトラブルから、青少年が非行や犯罪行為に巻き込まれていく問題が生じており、情報モラル講習会については回数を増やし、各家庭でスマホ使用のルール作りをするなど多くの保護者に問題意識をもっていただけるよう、啓発活動を強化する必要がある。

（４） 青少年問題協議会の現状及び課題について

① 概要

平成30年度まで、野田市青少年センター運営審議会を置き、青少年センターの運営について審議されていたが、同審議会と野田市青少年問題協議会は、いずれも青少年に係る事項を審議し、委員の構成がほぼ同じ（青少年センター運営審議会委員10人のうち、９人の所属団体が青少年問題協議会と一致）であった。このため、令和元年度から青少年センター運営審議会を青少年問題協議会に統合した。

＜青少年問題協議会の所掌事務＞

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(3) 前２号に規定する事項に関し、市長及び本市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。

(4) 野田市青少年センター設置及び管理に関する条例(昭和58年野田市条例第１号)第１条に規定する野田市青少年センターの適切かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。

② 現状及び課題

現状

野田市青少年問題協議会は、幅広い団体から24人の委員が委嘱又は任命されている。協議内容は、「青少年健全育成に関する取組」及び「青少年センターの活動」の報告であり、例年、ほぼ変わらない内容であることから、会議において委員からの活発な発言がされがたい。

課題

協議会における協議が活発になされず、形骸化している。青少年を取り巻く環境は

情報化社会の進展により大きく変化しており、インターネットやSNSに起因するトラブルから青少年の非行を防止するため、青少年センターの機能を強化する必要があるが、現在の青少年問題協議会では審議されていない。

（５） 見直しの方向性について

社会情勢の変化に対応し、街頭補導及び環境浄化活動の実施方法を見直していく。合わせて、インターネットやSNSに起因するトラブルから青少年が非行や犯罪行為に巻き込まれないよう、青少年センターの機能を充実させ、情報モラル講習会等による予防活動を強化するとともに、青少年の相談業務の周知を強化する。所掌事務の見直し案は下記のとおり。

このために、青少年問題協議会において効果的な審議を行うこととしたい。同協議会の所掌事務は（４）①のとおりであるが、当面の間、青少年センターの適切な運営のために必要な審議に重点を置くことから、令和８年10月１日からの委員の任期更新に当たり、青少年の非行防止や健全育成の取組に関し、知識や経験が豊富な団体や教育機関を本協議会の委員としたい。関係行政機関については、協議会の議題ごとに必要に応じて、オブザーバーとして出席を依頼する。委員構成の見直し案は別紙２のとおり。

なお、本会議の根拠法である地方青少年問題協議会法第３条は「地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織」すると規定されている。

＜青少年センターの所掌事務（案）＞

野田市青少年センター設置及び管理に関する条例

第２条

(1) 非行のある青少年又は非行のおそれのある青少年の早期発見とその補導
(2) 青少年に関する相談とこれに対する指導及び助言
(3) 青少年の健全育成に資する環境浄化
(4) 青少年の健全育成を目的とする研修
(5) 青少年の健全育成を目的とした団体の研修又は集会のための施設の提供
(6) その他青少年の健全育成及び非行防止に必要な業務

● ネットパトロールの実施についての検討

SNSなどの監視によって、青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐネットパトロールの実施について検討した。千葉県が24時間体制で実施し、必要に応じ教育委員会や学校へ連絡していること、また、近隣市で実施している自治体によると実績面で課題があることが分かった。これらを踏まえ、本市においては市独自のネットパトロールは実施せず、千葉県のネットパトロール情報を教育委員会、学校で共有し連携を強化していくこととする。

現在、千葉県では、青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を事業者

へ委託し、実施している。概要は次のとおり。

ネットパトロールの体制

県内の全ての中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて、3月に1度となるが監視を行っている。

リアルタイムではないが、1市町村に対し3か月に1度前回の監視時まで遡り監視をしている。

千葉県が業者に委託をし、AIによる24時間監視、平日9時から18時まで2名以上の担当者による監視をしている。

ダイレクトメールなどは監視できないが、インターネット上の情報を監視している。

令和7年度の実施状況

令和7年度では千葉県内で特に問題のある969件の事例を発見し、各教育委員会、学校等に連絡をした。

また、以下の監視区分の危険度レベル3については3件を発見した。

監視区分　（千葉県ホームページより）

【問題のある書き込み監視区分（危険度・内容）】

項目	危険度	内容
(1)	レベル1	自分自身の個人情報の公開（学校名に加え、氏名又は本人とわかる顔画像）
(2)	レベル2	自分自身の詳細な個人情報の公開
(3)	レベル2	他人の個人情報の公開
(4)	レベル2	個人を特定した誹謗・中傷
(5)	レベル2	自傷行為等（自殺予告等）
(6)	レベル2	暴力・問題行動（飲酒・喫煙等）
(7)	レベル2	わいせつ表現
(8)	レベル3	緊急性のある少年の刑事事件、自殺に係るもの等

レベル2及びレベル3の書き込みを「特に問題のある書き込み」としている。

【参考】令和７年度第２回野田市青少年問題協議会資料

議題「（２）令和８年度の青少年健全育成に関する取組について」の「(2)青少年の非行・被害防止」の④において、「④青少年センターの機能の充実」を新たに掲げています。

青少年を取り巻く環境は情報化社会の進展により大きく変化しており、これまでの街頭補導活動を中心とした取組だけでは限界があると考えております。このため、相談体制の構築やネットパトロールの実施に向けて検討し、青少年センターの設置目的を「青少年による非行及び犯罪を未然に防ぐことにより、健全な育成を図る」ものとして機能の充実を図りたいと考えております。

つきましては、青少年センターの機能の充実に資するよう、本青少年問題協議会につきましては、青少年センターの運営について協議する組織に変更してまいりたいと考えております。現在の委員の任期は令和８年９月３０日までとなっておりますので、任期満了前の５月末までに、まず１回会議を開催し、委員の皆様の意見を伺ってまいりたいと考えております。

＜スケジュール案＞

令和８年５月　第１回会議開催：青少年センター及び青少年問題協議会の課題の整理、見直し案の提案

８月　第２回会議開催：具体的な見直し方策を提案

＜現在の青少年問題協議会所掌事務＞

(1)　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2)　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(3)　前２号に規定する事項に関し、市長及び本市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。

(4)　野田市青少年センター設置及び管理に関する条例(昭和58年野田市条例第１号)第１条に規定する野田市青少年センターの適切かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。

令和7年度　野田市子ども安全情報について

資料1

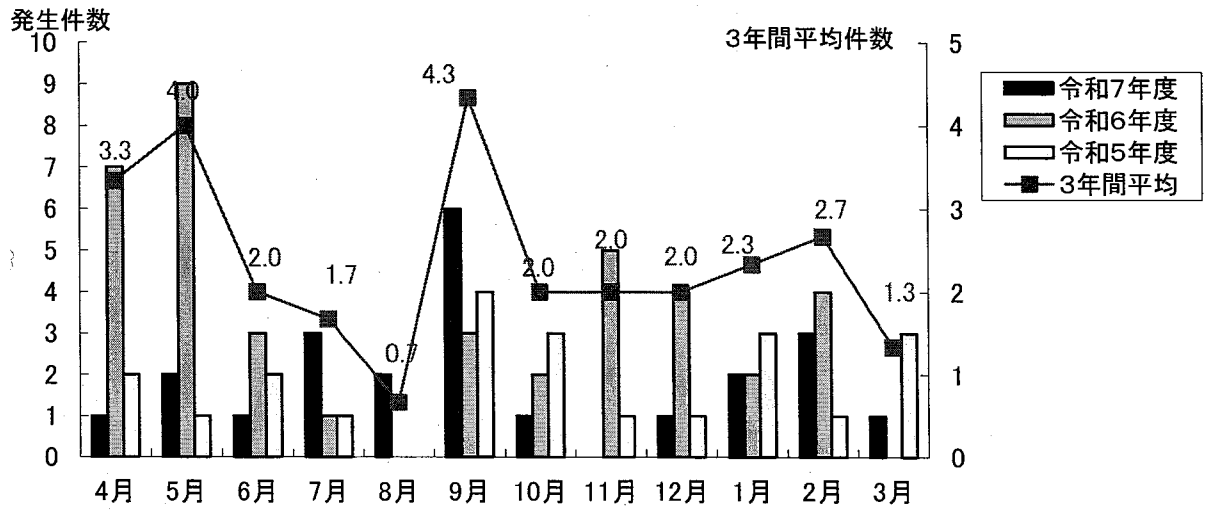
○令和8年3月31日現在　　情報件数23件　　子ども安全情報登録者数　21,390
子ども安全情報配信件数　14件

○種類別不審者情報件数

不審者の種類	分類	令和7年度	令和6年度	令和5年度
刃物を持っている・脅される	刃物を持ち歩く・脅される・傷つけられる			
強盗	強盗犯が逃走中・強盗に遭う			
	所持品を奪われる			
車に引き込まれる	車に引き込まれる・引き込まれそうになる			1
殴られる・蹴られる	殴られる・蹴られる・叩かれる			
体をつかまれる・倒される・触られる	抱きつく・羽交い絞めされる			
	押し倒される・倒されそうになる	1	1	
	体や持っている物をつかまれる・引っ張られる	1	2	
	体を触られる		5	
液体等をかけられる	スプレーを噴射される・つばをかけられる			
追いかけられる	追いかけられる・ついてこられる	7	3	3
	自転車・自動車で追いかけられる	2		5
不審者がうろついている	下半身、全身露出	5	5	1
	写真・映像を撮られる			
	怒鳴る・声をかけられる	4	18	7
	不審物を持っている	1	1	
	その他	2	5	5
合　計		23	40	22
配信数		14	25	2

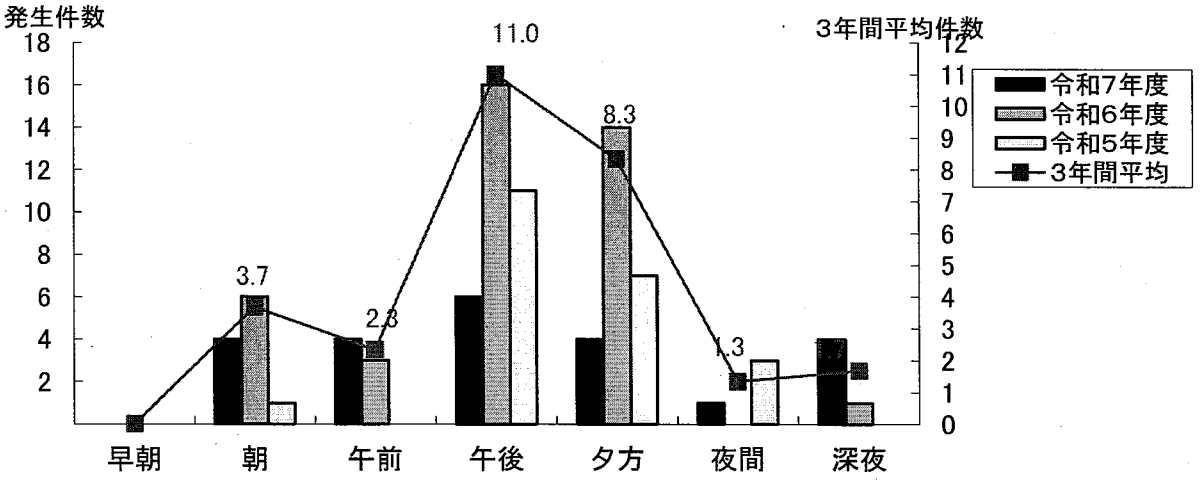
○月別不審者情報件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和7年度	1	2	1	3	2	6	1		1	2	3	1	23
令和6年度	7	9	3	1	0	3	2	5	4	2	4	0	40
令和5年度	2	1	2	1		4	3	1	1	3	1	3	22
3年間平均	3.3	4.0	2.0	1.7	0.7	4.3	2.0	2.0	2.0	2.3	2.7	1.3	28.3



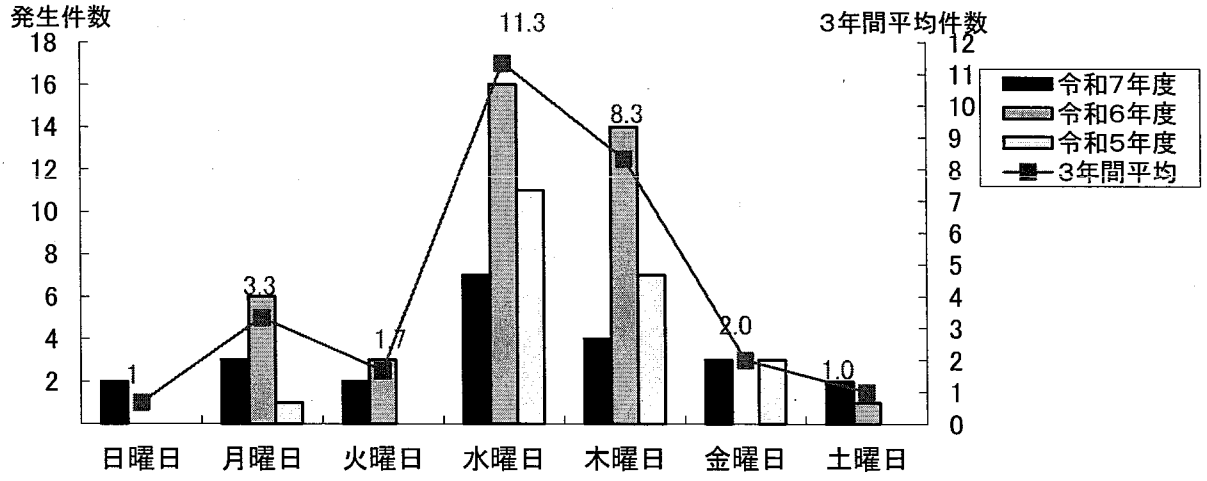
○発生時間別不審者情報件数

	早朝（～6時）	朝（6時～8時）	午前（8時～12時）	午後（12時～16時）	夕方（16時～18時）	夜間（18時～20時）	深夜（20時～）	合計
令和7年度		4	4	6	4	1	4	23
令和6年度		6	3	16	14		1	40
令和5年度		1		11	7	3		22



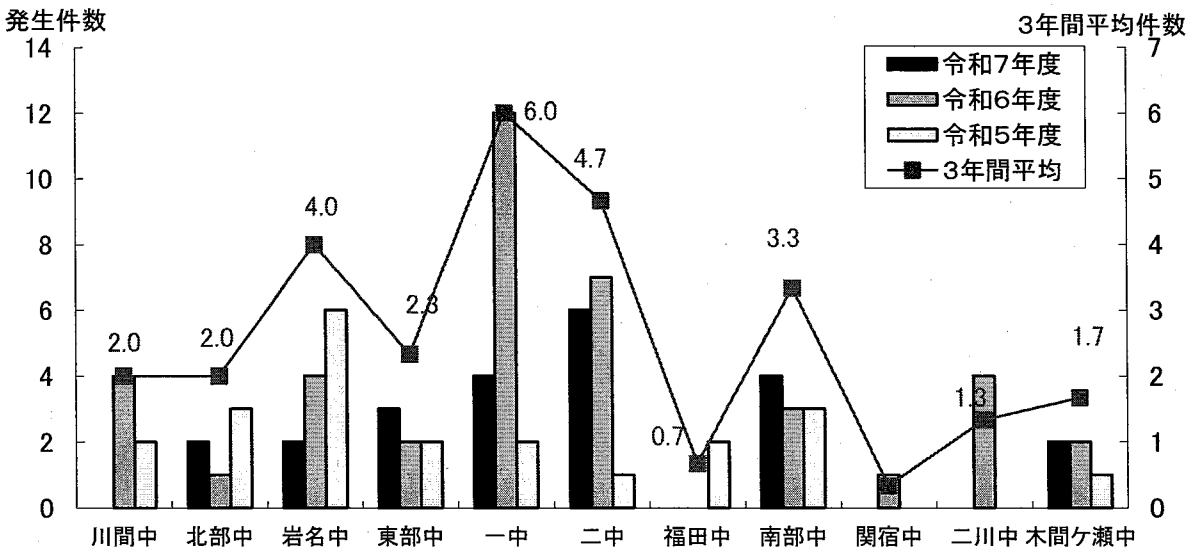
○発生曜日別不審者情報件数

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合　計
令和7年度	2	3	2	7	4	3	2	23
令和6年度		6	3	16	14		1	40
令和5年度		1		11	7	3		22



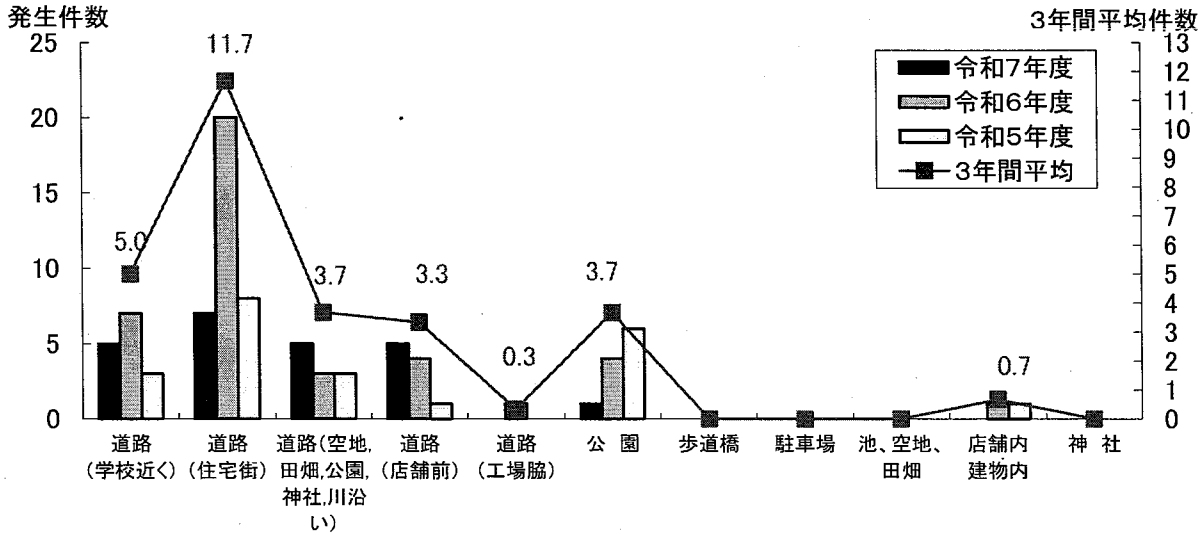
○発生地区別不審者情報件数

学校区	川間中	北部中	岩名中	東部中	一中	二中	福田中	南部中	関宿中	二川中	木間ケ瀬中	合計
令和7年度		2	2	3	4	6		4			2	23
令和6年度	4	1	4	2	12	7		3	1	4	2	40
令和5年度	2	3	6	2	2	1	2	3			1	22



○発生場所別不審者情報件数

場　所	道路（学校近く）	道路（住宅街）	道路（空地，田畑，公園，神社，川沿い）	道路（店舗前）	道路（工場脇）	公　園	歩道橋	駐車場	池、空地、田畑	店舗内建物内	神　社	計
令和7年度	5	7	5	5		1						23
令和6年度	7	20	3	4	1	4				1		40
令和5年度	3	8	3	1		6				1		22



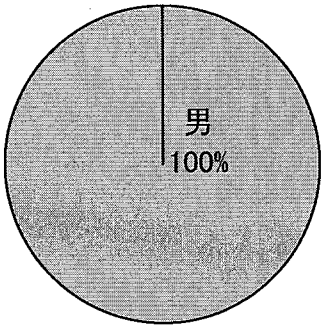
○不審者人物像

性別	男	女	不明
件数	23		

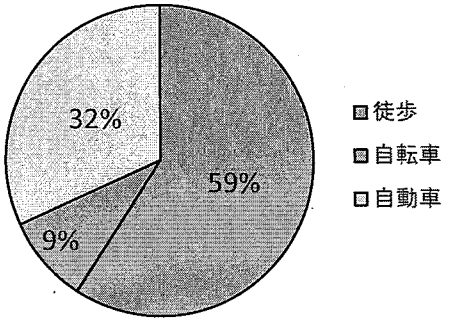
年齢	20代前後	20代~30代	30才位	30才代	30代~40代	40才位	40才代	40代~50代	50才位	50代~60代	不明
件数	3	1	2	2	1	3	1	1	1	4	3

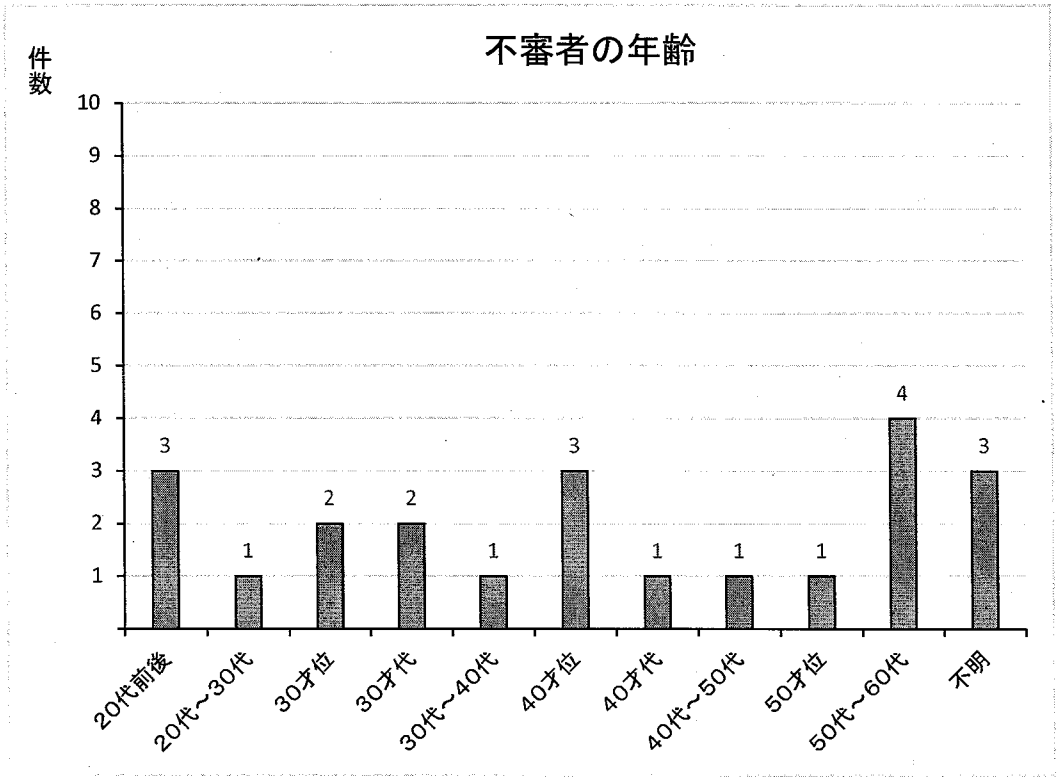
行動手段	徒歩	自転車	バイク	自動車	その他	不明
件数	13	2		7		

不審者の性別



件数





別紙２

青少年問題協議会　委員変更案

＜青少年問題協議会の委員（案）＞ 野田市青少年問題協議会設置条例 第３条第２項	
現在　（２４名）	見直し案　（１１名）
(1)　子ども会育成団体を代表する者	(1)　青少年健全育成団体を代表する者　３名 ・青少年相談員を代表する者 ・青少年補導員を代表する者 ・PTA を代表する者
(2)　社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者	
(3)　自治会を代表する者	
(4)　青少年相談員を代表する者	
(5)　青少年補導員を代表する者	
(6)　スポーツ団体を代表する者	
(7)　女性団体を代表する者	
(8)　PTA を代表する者	
(9)　文化団体を代表する者	(2)　保護司会を代表する者
(10)　保護司会を代表する者	(3)　民生委員児童委員を代表する者
(11)　民生委員児童委員を代表する者	
(12)　生涯学習に関する知識を有する者	
(13)　関係行政機関の職員　５名 ・野田警察署長 ・野田健康福祉センター長 ・柏児童相談所長 ・職業安定所野田出張所長 ・野田市教育委員	
	(4)　野田市教育委員
(14)　関係教育機関の職員　３名 ・野田市小中学校校長会(2) ・高等学校	(5)　関係教育機関の職員　３名 ・野田市小中学校校長会(2) ・高等学校
(15)　教育長	
(16)　市職員（学校教育部長）	
(17)　公募に応じた市民　２名	(6)　公募に応じた市民　２名